

## 亀山市総合計画条例(案)に関するパブリックコメント意見と市の考え方

条	意見等	意見に対する対応	
		市の考え方	案の修正
第6条	<p>第2項として、次の条文を加えてほしい。</p> <p>総合計画は、地区まちづくり協議会が策定する地域まちづくり計画を考慮して策定しなければならない。</p> <p>(理由)</p> <p>まち協のまちづくり計画は、その多くが市との協働を前提としたものとなることから、総合計画の枠を超えることはできないし、総合計画もまちづくり計画を考慮したものでなければならない。</p>	<p>現在、市では各地域における新しい自治のしくみづくりへの支援として、各地区におけるまちづくり協議会の設立や地域の計画づくりへの支援を行っています。</p> <p>また、まちづくり協議会については、市の条例等への位置付けを検討していますが、現時点では条例を含めた法的な位置付けは整理されていません。</p> <p>そのため、現状において本条例に地区まちづくり協議会及び地域まちづくり計画を規定することはできないと考えています。</p> <p>しかしながら、ご意見の内容については、将来的な総合計画における課題と考えておりますので、今後も引き続き庁内でも検討してまいります。</p>	修正なし
第7条	<p>「～市民の参画の機会を確保～」では表現が弱いので、明確に市民が入って策定するということを謳うべきである。</p> <p>(修正案)</p> <p>総合計画は、市民の参画を得て策定するものとする。</p>	<p>市民の参画の機会については、総合計画の策定過程において様々なものが考えられるところですが、策定方針の中である本条に加え、本条例第15条第2項において公募委員を規定するなど、積極的な市民参画を得ていきたいと考えています。</p> <p>そうしたことから、策定方針の一部である本条においては、現状の考え方をお示しすることとし、運用上も積極的な姿勢で取り組んでまいります。</p>	修正なし
第11条	<p>基本構想はアウトライン（大綱）であり、詳細が見えない。</p> <p>この変更だけを議会に諮るのは議会軽視にあたらぬか。基本構想と合わせて基本計画についても議決を経る必要がある。</p>	<p>基本計画の議決については、現在の第1次亀山市総合計画後期基本計画の策定時に議会基本条例の規定に基づき議決を経て策定しています。</p> <p>本条例の施行後にあっても、同条例の規定により議決を得ることとなります。</p>	修正なし
	<p>軽微な変更については、字句の変更程度となり、必要ないのではないか。</p>	<p>基本計画の議決根拠を規定する議会基本条例においても軽微な変更は除外されており、基本構想についても同様の整理をしているものです。</p>	修正なし ※①
第12条	<p>公表にあたっては、その理由を付して行うこととして規定すべきである。</p>	<p>条例においては、公表することについて規定していますが、実際の公表に当たっては、理由・背景・趣旨など、必要な情報を合わせて公表するものと考えています。</p>	修正なし
第13条	<p>総合計画の実施に当たってはPDCAサイクルを回していることを市民に知ってもらうことが必要であることから、「実施中の問題点等を付して」公表するものとして規定すべきである。</p>	<p>本条例において規定している実施状況については、実施した内容のみを指すものではなく、成果・課題なども含めて実施状況と考えています。</p>	修正なし

※① その他の修正において、趣旨は変わりませんが、表現の修正を行っています。